

和泉市職員措置請求書

件名

児童発達支援センター(和泉はつがの園)への違法な補助金の支出に関する措置請求

第1 請求の対象行為

平成28年12月議会で可決された平成28年度補正予算に、3,000万円を限度として児童発達支援センターへの補助金支出(以下本件補助金)が含まれ、平成29年5月22日に本件補助金24,704千円が支出された。本件補助金の支出は違法又は不法な支出である。

第2 本件補助金支出の経緯

平成24年4月に児童福祉法が改正され、障がい児通所支援の事業主体は基本的に市町村が行う事となったが、事業の内容から福祉型で重症心身障がい児にも対応できる民間施設が行う事が適切となり、公募の結果平成27年7月に和泉はつがの園が開設された。

和泉はつがの園は開所以来赤字が続き、市の担当部局は平成28年度当初予算で同所への補助金支出の要求を行ったが、経営状況を確認する必要があるとして却下され、平成29年度予算で検討することとなった。その後本件補助金を平成28年補正予算として措置することとなり、補正予算が議会に上程され可決成立し、国基準を上回る職員の配置に対する経費の増分を補填する補助金が支出された。

第3 前記行為の違法・不当の理由

本件補助金の支出は、以下の二つの点で違法又は不法な支出である。

1 本件補助金は公益に資するものでない事

地方自治法 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、公益上必要がある場合は、寄附又は補助をすることができる。」と規定しており、公益上必要の概念は、政治的な

いし技術性の高い概念であり、第1次的には地方公共団体に裁量権がある。しかし、公益上の必要性の認定は、全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない、その判断に地方公共団体の長がその裁量権を逸脱し、又は濫用した場合には違法と判断すべきものである。

補助金とは、国や地方公共団体の施策の推進手段として交付するものであるから、既に実施された事業はその対象とはなりえない。本件補助金はその要綱によれば、障がいのある子どもや重症心身障がい児等の療育環境を整備し、多様化する障がい児支援の充実を目的に(公益目的)、大阪府の配置基準を超えた配置を促進するため、その人件費を補助することとしたものである。従って既に完了した事業には促進の効果を観念する余地は無く、本件補助金は大部分が既に完了した事業への支出であり、その分については補助金を支出しても大凡公益に資するものとは認められず、単なる損失補填に過ぎない。尚和泉市補助金等交付規則第8条には「補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示を遵守し、善良な管理者の注意をもって誠実に補助事業を行わなければならない」と定められ、補助金交付決定時に未了の事業を補助金の対象としていることは明らかである。

又地方財務実務提要にも「既に完了した事務事業について補助することは、助長・奨励の効果が期待できないとか、補助事業の適正な執行の確保について、補助行政庁の監督が及ぼせないなどの理由から適当でない」とされています。

本件補助金支出の補正予算を審議した厚生文教員会において、多くの議員から完了した事業への補助金について疑問が寄せられ、これに対し副市長は好ましいものではないが、積極的・合理的な理由があれば可能であると答弁したが何らその理由を示していない。

以上から本件補助金の支出は、客観的にも公益上必要であるとは認められず、従ってそのような補助金の支出は裁量権を逸脱し、違法と解せられる。和泉市ではかつてこのような完了した事業への補助金の支出が1件もなかった事もこれを裏付け

ている。

2 本件補助金支出に不透明な点が見られる事

(1) 28年度当初予算との整合性

平成28年度当初予算では国基準を上回る専門士等配置に対し、その給与を補填するため約800万円の補助金の要求を行ったが、一度経営実績を確認するため平成29年度へ先送りしたものが、いかなる理由で補正予算として計上されたのか、またその補助額が最大3,000万円と4倍にも増加した理由が不透明である。

(2) 補助理由の不整合

本件補助金支出の理由が、国の配置基準を上回る職員の配置(いわゆる加配)に対する給与の補填としているが、このような加配は本件事業を受託する際に前提としていたもので、和泉はつがの園はこれをもとに受託したのであるから、これに伴う損益の影響は自ら負担すべき筋合いのもので補助の理由とはなりえない。現実にも赤字経営の原因は、平成28年12月議会の厚生文教員会の市の説明では、加配の影響ではなく放課後デイサービスを提供する事業者が増え、その結果放課後デイサービスの需要が大幅に少なくなった事が原因とされている。

(3) 和泉市の管理不足

障がい児通所支援の事業主体は本来市が行うべき事業であり、それを児童発達支援センターとして和泉はつがの園が運営し、一方国や府から交付金が給付され、市からも施設整備に対し補助されているのであるから、和泉市にはこの事業の運営を管理する責任がある。ところが月々の事業報告を受ける等の管理は全くなされていなく、その結果が児童発達支援センターの赤字につながった面は否定できない。又市と事業者間の取決めにあたる協定書に類するものも存在しない。

第4 措置請求事項

和泉市長は辻 宏康に対し、本件支出に伴う損害額に相当する金員の支払いを請求する事、違法な給付を受けた和泉はつがの園(社会福祉法人遺徳会)に対し不当利得返還請求を求める等必要な措置を講じることを求める。

第5 請求者

住所 和泉市緑ヶ丘2丁目13番地の10号

職業 オンブズ和泉代表

氏名 小林洋一

連絡先 TEL 0725-54-2626 FAX 020-4669-6920

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

平成29年6月20日

和泉市監査委員 様

以上

別紙事実証明

第1号 平成28年度第4回補正予算説明書(児童発達支援センター事業補助金)

第2号 平成28年度一般会計当初予算要求・査定一覧表

第3号 和泉市児童発達支援センターの設置及び運営事業者の選定に係る募集要領

第4号 和泉市児童発達支援センター事業補助金交付要綱

第5号 はつがの園の決算状況

第6号 補助金申請書

第7号 支出命令書